

物品売買契約書

令和 年 月 日

甲 契約担当者

住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸

乙 契約者

住 所

商号又は名称

氏 名

秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、不要品の売買について、
次のとおり契約を締結する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

(売買物品)

第1条 甲は次に掲げる物品を乙に売り払う。

不要品売り払い(空気熱ヒートポンプユニットほか) 1式

所在地:秋田市新屋町割山(旧秋田空港跡地)

(売買金額)

第2条 売買金額 ¥○○○○○-

(うち消費税及び地方消費税額 ¥○○○○○-)

(契約保証金)

第3条 契約保証金 ¥○○○○○- (※納付の場合)

秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除 (※免除の場合)

(代金の納入)

第4条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物品の所有権は、乙が第2条に定める売買代金を完納した時に、乙に移転する。

(物品の引き渡し、搬出期限等)

第6条 甲は、売買代金の入金確認後に乙に対し、売買物品の所在地において売買物品を引き渡すものとする。

- 2 乙は、前項による引き渡しを受けたときは、直ちに物品受領書を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、売買代金を納入後、令和7年6月30日(月)までに売買物品を搬出するものとする。
- 4 搬出に要する費用は乙の負担とする。

(契約保証金の還付)

第7条 甲は、乙が契約上の義務を履行したとき、第3条に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が契約上の義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を甲に請求する事ができない。

- 2 甲は、前項の規定によりこの解除権を行使した場合、乙が納入した契約保証金以外の代金について返還するものとする。この場合、返還する代金には利息を付さない。

(危険負担等)

第9条 乙は、この契約の締結のときから売買物品の所有権移転のときまでにおいて、当該物品が甲の責に帰することができない理由により滅し、又は損傷した場合は、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物品に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対し目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減免及び損害賠償等について請求すること又は契約の解除をすることができないものとする。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。